

◎茨城県人事行政の運営等の状況の公表

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の規定に基づき、茨城県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和5年 9月13日

茨城県知事 大井川 和彦

第1 地方公務員法第58条の2第1項の規定による茨城県の人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	R4. 4. 1～R5. 3. 31採用者数（人）				
	試験採用	選考採用	選考採用の内障害者数	再任用	計
一般職員	233	98	4	210	541
教育職員	0	941	1	426	1,367
警察職員	157	6	0	30	193
合 計	390	1,045	5	666	2,101

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 人事交流等による者を除きます。

イ 退職者数の状況

区 分	R4. 4. 1～R5. 3. 31退職者数（人）				
	定年	勸奨	再任用満了	その他	計
一般職員	245	58	156	198	657
教育職員	708	123	377	185	1,393
警察職員	78	11	19	67	175
合 計	1,031	192	552	450	2,225

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 人事交流等による者を除きます。

※5 「その他」の欄の数は、自己都合、死亡等により退職した者の数を含みます。

(2) 職員数の状況

ア 職員数の状況

区 分	職員数 (人)			会計年度任用職員 (フルタイム) 数 (人)		
	R4. 4. 1	R5. 4. 1	対前年増減数	R4. 4. 1	R5. 4. 1	対前年増減数
一般部門	6,627	6,643	16	11	15	4
教育部門	22,243	22,142	△ 101	0	0	0
警察部門	5,423	5,405	△ 18	0	0	0
合 計	34,293	34,190	△ 103	11	15	4

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含みます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

2 人事評価の状況（令和4年度）

区 分	概 要
一般部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 10月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 [課長級以上]</p> <p>(1) 基準日 9月30日現在及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで [非管理職等]</p> <p>(1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
教育部門	<p>[一般職員] 一般部門に同じ。</p> <p>[教育職員] 地方公務員法第23条の2第1項に基づき、教職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力面の評価 評価に当たっての着眼点及びその主な具体例により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 達成度の評価 自己目標を設定し、自己目標の達成度により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
警察部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 11月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果たすべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 9月30日及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで</p>

- ※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。
- ※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。
- ※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

f&L:

	' &ž%š-	(\$*ž%š S	(%'-
	' S' žSS)	' (, ž&&š)+"(
	' (, ž', S	(\$' žS%š	(&'%
	' *-ž*, '	(' ' ž) S	((")
	' &ž((S	() *ž)) %	' +"+

f&L:

		% %ž+SS
		%ž, ž- SS
		%ž *ž, SS
		%ž +ž+SS
		%ž ž&&SS
		%ž &ž+SS
		%ž ž&&SS
		% -ž, SS
		%ž ž&&SS
		% , ž' SS

f&L:

		%š	%ž	&š
		&ž- *'	&*ž(*)	')' ž+*,
		!	!	&ž+ž' SS
		' %ž(' *	') (ž- ' &	' , +ž, &
		' &šž) &š	') , ž, S&	' - -ž((-
		&*žS&š	' ' %ž&+S	' , &š) %š

(4) 職員手当の状況 (主なもの) (令和5年4月1日現在)

区分	概要					
期末手当 勤勉手当 (R5年度)	期末手当		勤勉手当			
	6月期	1.20月分 (0.675月分)	1.00月分	(0.475月分)		
	12月期	1.20月分 (0.675月分)	1.00月分	(0.475月分)		
	計	2.40月分 (1.35月分)	2.00月分	(0.95月分)		
() 内は再任用職員に係る支給割合						
退職手当 (R5年度)	(支給率)	自己都合	勸奨・定年			
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分			
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分			
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分			
	最高限度額	47.709月分	47.709月分			
(調整額) 職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方から5年分(60月分)の調整月額(21,700円~78,750円)を合計した額により算出する。 【その他経過措置】 定年前早期退職特例措置(45~59歳対象 3%~45%加算)						
地域手当 (R5年4月1日現在)	支給対象地域	東京都特別区	埼玉県さいたま市 千葉県千葉市	県内地域	医師、歯科医師(全域)	
	支給率	20%	15%	6%	16%	
特殊勤務手当 (R4年度)	手当の名称		支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
	代表的な 手当の 名称	支給額 の多い 手当	1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員	学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等	月額2,250円~8,000円
			2 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員	警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等	月額250円~5,500円
			3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務	月額200円
			4 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員	深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等	勤務1回410円~1,100円
			5 県税業務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税に関する業務等	月額320円~740円
	多くの 職員に 支給さ れてい る手当	支給額 の多い 手当	1 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員	警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等	月額250円~5,500円
			2 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員	学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等	月額2,250円~8,000円
			3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務	月額200円
			4 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員	深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等	勤務1回410円~1,100円
5 家畜等取締り手当			畜産センター等に勤務する職員、鳥インフルエンザ等蔓延防止に係る防疫作業に従事した職員	種雄牛又は種雄豚の自然交配の準備作業、鳥インフルエンザ等蔓延防止のため防疫作業等	月額290円~1,520円	
扶養手当 (R5年4月1日現在)	・配偶者		1人につき	6,500円 (行政職8級相当は3,500円、9級相当は支給なし)		
	・子		1人につき	10,000円		
	・配偶者・子以外の扶養親族		1人につき	6,500円 (行政職8級相当は3,500円、9級相当は支給なし)		
	※扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子		1人につき	5,000円加算		

住居手当 (R5年4月 1日現在)	・借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限る。)家賃の額に応じて28,000円限度に支給
通勤手当 (R5年4月 1日現在)	・電車・バスを利用する場合 6箇月定期の価額を基本として1箇月当たり55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,200円～55,000円を支給 ・通勤距離等を勘案し、新幹線、特急、高速道路の利用が認められる場合、その利用に係る料金等の2分の1の額(20,000円(ETCを利用する場合25,000円)を限度)を加算
時間外勤務手当 (R5年4月1 日現在)	正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175の範囲内の割合を乗じて得た額

※ 会計年度任用職員(フルタイム)は、扶養手当及び住居手当が支給されません。

(5) 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

ア 給料・議員報酬等

区分	給料・議員報酬の月額 (令和5年4月1日現在)	期末手当 (令和5年度支給割合)
知事	円 1,340,000	6月期 1.650 月分 12月期 1.650 月分 計 3.30 月分
副知事	1,080,000	
議長	1,010,000	
副議長	900,000	
議員	850,000	

イ 退職手当

退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
知事	給料月額×在職月数× 0.56	36,019,200円	原則、退職時
副知事	給料月額×在職月数× 0.42	21,772,800円	原則、退職時

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額をいいます。

(6) 勤務時間(令和5年4月1日現在)

ア 一般職員の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 一般職員の休憩時間 午後零時から午後1時まで

※職員の申請による時差出勤制度を導入しております。(例:午前8時から午後4時45分まで)

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、上記とは異なります。

(7) 休暇（令和5年4月1日現在）

（一般職員の場合）

年次休暇	1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限90日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 出産する場合 オ 配偶者が出産する場合 カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 キ 父母及び配偶者等を看護する場合 ク 生理のため勤務することが困難な場合 ケ 親族が死亡した場合 コ 結婚する場合 サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合 シ 成分献血を行う場合 ス 永年にわたって勤続した場合 セ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 ソ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合 タ 親族を介護する場合</p>

（会計年度任用職員（フルタイム）の場合）

年次休暇	6月以上継続勤務した場合は、勤続年数に応じ1年につき10日～20日（全勤務日の8割以上を出勤した者に限る。）、このうち採用日に5日を前倒しで付与
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限10日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 出産する場合 オ 配偶者が出産する場合 カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 キ 子、父母及び配偶者等を看護する場合 ク 生理のため勤務することが困難な場合 ケ 親族が死亡した場合 コ 結婚する場合 サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合 シ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合 ス 親族を介護する場合</p>

4 職員の休業及びサービスの状況

(1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況（令和4年度の新規承認者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月を超え 1年以下	1年を超え 1年6月以下	1年6月を超え 2年以下	2年を超え 2年6月以下	2年6月を超え
一般部門	204	101	43	24	17	8	11
教育部門	624	61	139	134	100	77	113
警察部門	124	66	19	7	6	4	22
合 計	952	228 (23.9%)	201 (21.1%)	165 (17.3%)	123 (12.9%)	89 (9.3%)	146 (15.3%)

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 () 内の数は、育児休業取得者数に占める割合を表しています。

(2) 自己啓発等休業の承認期間の状況（令和4年度の新規承認者）

区 分	自己啓発等休業 取得者数 (人)	自己啓発等休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下
一般部門	0	0	0	0
教育部門	1	0	0	1
警察部門	0	0	0	0
合 計	1	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)

※1 地方公務員法第26条の5に基づき、職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うため、3年を限度に自己啓発等休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 () 内の数は、自己啓発等休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(3) 配偶者同行休業の承認期間の状況（令和4年度の新規承認者）

区 分	配偶者同行休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
一般部門	0	0	0	0
教育部門	3	0	2	1
警察部門	0	0	0	0
合 計	3	0 (0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)

※1 地方公務員法第26条の6に基づき、職員は、外国に勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を限度に配偶者同行休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、配偶者同行休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(4) 大学院修学休業の承認期間の状況（令和4年度の新規承認者）

区 分	大学院修学休業 取得者数 (人)	大学院修学休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年間	2年間	3年間
教育部門	3	0 (0%)	3 (100%)	0 (0%)

※1 教育公務員特例法第26条に基づき、公立の小中学校等の教諭等は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として大学院修学休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、大学院修学休業の期間中は支給されません。

※2 教育部門は、県立学校、小中学校等に勤務する教諭等をいいます。

※3 （ ）内の数は、大学院修学休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(5) 介護休暇の承認期間の状況（令和4年度の新規承認者）

区 分	介護休暇 取得者数 (人)	介護休暇承認期間ごとの内訳（人）					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般部門	5	1	0	3	0	1	0
教育部門	14	7	3	2	0	0	2
警察部門	0	0	0	0	0	0	0
合 計	19	8 (42.1%)	3 (15.8%)	5 (26.3%)	0 (0%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)

※1 他に介護する者がいない疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族を介護する場合、職員は、90日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、介護休暇承認者合計数に占める割合を表しています。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和4年度）

区 分		降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
①勤務実績が良くない場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
②心身の故障の場合 (職員の精神又は肉体に故障があり職務に支障を生じる場合)	一般部門	/	0	192	0	192
	教育部門	/	1	232	0	233
	警察部門	/	0	76	0	76
	小 計	/	1	500	0	501
③職に必要な適格性を欠く場合 (素質、能力、性格等に基 因してその職務の円滑な遂 行に支障がある場合)	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
④職制、定数の改廃、予算 の減少により廃職、過員を 生じた場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
⑤刑事事件に関し起訴され た場合	一般部門	/	/	1	/	1
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	1	/	1
	小 計	/	/	2	/	2
⑥条例で定める事由による場 合 (大学等において職務の遂行 に関連がある上位の資格取得 や調査、研究に従事する場合 又は災害により生死不明又は 所在不明となった場合)	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	0	/	0
合 計	一般部門	0	0	193	0	193
	教育部門	0	1	232	0	233
	警察部門	0	0	77	0	77
	小 計	0	1	502	0	503

※1 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

(2) 懲戒処分者数（令和4年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
①給与・任用に関する不正 （諸給与の不正領得の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
②一般服務違反関係 （職務命令違反、守秘義務違反の場合等）	一般部門	0	1	1	0	2
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	1	0	0	0	1
	小 計	1	1	1	0	3
③一般非行関係 （傷害・暴行の刑法違反の場合等）	一般部門	1	0	1	0	2
	教育部門	1	1	1	1	4
	警察部門	0	0	0	1	1
	小 計	2	1	2	2	7
④収賄等関係	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	1	0	0	1
	小 計	0	1	0	0	1
⑤道路交通法違反	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
⑥管理監督責任	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	1	1	0	0	2
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	1	1	0	0	2
合 計	一般部門	1	1	2	0	4
	教育部門	2	2	1	1	6
	警察部門	1	1	0	1	3
	小 計	4	4	3	2	13

※1 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

6 再就職状況

区分	再就職者の氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
一般部門	野上 達也	中央病院医療局 医療技術部長	R4. 3. 31	R5. 4. 1	(医)愛宣会 ひたち医療セ ンター	医療業	医療技術部検査科 長
	小園井 進	農林水産部農業 経営課副参事	R4. 3. 31	R5. 4. 1	(公社)茨城県農林振興公社	農地中間管理事業、新規就 農支援等	嘱託職員
	小堆 洋治	総務部地域支援 監兼公有財産管 理監	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)茨城ポートオーソリ ティ	茨城港区の管理業務、航路 誘致などの港湾振興業務等	常務取締役
	海老原二良	総務部調整監	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一社)茨城県観光物産協会	観光及び県産品の振興等	常務理事兼事務局 長
	根本智恵子	県北県民セン ター長	R5. 3. 31	R5. 6. 1	(一社)茨城県病院協会	病院運営に資する研修、調 査、情報提供等	理事兼事務局長
	伊佐間 久	県西県民セン ター長	R5. 3. 31	R5. 6. 1	行政書士 伊佐間久事務所	行政書士	代表
	小野 一浩	水戸県税事務所 長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(社福)恩賜財団済生会支部 茨城県済生会 龍ヶ崎済生 会病院	医療業	事務部長次長兼総務 課長
	菊池 睦弥	政策企画部県北 振興局長兼DX 推進監	R5. 3. 31	R5. 6. 1	(一財)茨城県環境保全事業 団	産業廃棄物の処理に関する 事業等	常務理事
	川股 圭之	県民生活環境部 長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(公財)茨城県教育財団	教育・文化振興	理事長
	加藤 浩充	消費生活セン ター長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(社福)恩賜財団済生会支部 茨城県済生会 龍ヶ崎済生 会病院	医療業	用度施設管理課長
	磯 満	消防学校長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一財)消防試験研究セン ター	消防に関する試験の実施等	茨城県支部副支部 長
	川上 智美	保健医療部健康 推進課長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(大)筑波大学附属病院	医療業	病院総務部医療支 援課難病医療セン ター難病診療連携
	松本 徹	保健医療部生活 衛生課長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(公社)茨城県食品衛生協会	食品衛生管理の指導等	専務理事兼事務局 長
	江寺 隆広	保健医療部医療 局医療政策課副 参事	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(社福)恩賜財団済生会支部 茨城県済生会 龍ヶ崎済生 会病院	医療業	総合検診センター 健診部長
	浅野 幸男	県立医療大学事 務局長	R5. 3. 31	R5. 6. 28	(公社)茨城原子力協議会	放射線の基礎知識及び原子 力の安全等に関する知識の 普及・啓発	常務理事
	山口 直人	県立医療大学保 健医療科学研究 科長	R5. 3. 31	R5. 5. 8	(医)若竹会 セントラル腎 クリニック龍ヶ崎	医療業	院長
	小島 朋子	中央看護専門学 校長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(公財)茨城県看護教育財団	茨城県結城看護専門学校の 運営	常務理事兼茨城県 結城看護専門学校 長
	伊部 茂晴	福祉部障害福祉 課付	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(社福)愛正会 愛正会記念 茨城福祉医療センター	医療業	副センター長
	高崎 武夫	営業戦略部長	R5. 3. 31	R5. 6. 13	茨城県信用保証協会	金融業	専務理事
	榎原 利至	産業戦略部長	R5. 3. 31	R5. 6. 27	(社福)茨城県社会福祉協議 会	県内の社会福祉事業	副会長
薄井 秀雄	産業戦略部技術 振興局長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	日本赤十字社 水戸赤十字 病院	医療業	事務部長	
高野 佳樹	産業戦略部中小 企業課経営支援 室長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)ひたちなかテクノセン ター	テナント運営、人材育成、 企業支援	企業支援部長	
野上 周	土浦産業技術専 門学院長	R5. 3. 31	R5. 4. 2	石岡市	地方自治	産業戦略部産業戦 略企画監	

	大力 賢次	産業技術イノベーションセンター長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)常陽銀行	金融業	嘱託担当部長
	永井 文英	農林水産部農業政策課首席協同組合検査監(総)	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一社)茨城県建設業協会	建設業に関する調査研究、研修、啓発等	総務部長
	青木 雅志	農林水産部次長兼漁政課長	R5. 3. 31	R5. 7. 1	全国漁業信用基金協会茨城支所	中小漁業者等の必要とする資金の債務保証等	執行役員
	森島 康	県北農林事務所長	R5. 3. 31	R5. 7. 1	(一社)茨城県環境管理協会	環境関連の測定分析、調査、コンサルティング等	理事長
	加藤ひで子	県央農林事務所経営・普及部門長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	全国農業協同組合連合会茨城県本部	農畜産物の販売事業、関連資材の購買事業、営農指導事業	農機営農支援部営農支援課技術顧問
	羽成 英臣	土木部次長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	茨城県道路公社	有料道路、駐車場の管理業務等	理事長
	蛭田 雄二	水戸土木事務所次長兼総務課長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一社)日本補償コンサルタント協会	公共事業の用地補償業務人材育成、調査・研究	関東支部茨城県部会事務局長
	和田 幸三	常陸大宮土木事務所長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)茨城ポートオーソリティ	茨城港区の管理業務、航路誘致などの港湾振興業務等	取締役兼企画・振興室長
	大石 直人	土浦土木事務所長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一財)茨城県建設技術管理センター	建設材料の品質試験及び調査研究等	常務理事
	木村 政美	常陸太田工事事務所長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	サンコーコンサルタント(株)	道路設計、橋梁点検、地質調査等	理事
	蛭町 修身	圏央道沿線整備推進監兼竜ヶ崎工事事務所長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	茨城県土地開発公社	公共用地の先行取得等	副理事長
	蛭町 修身	圏央道沿線整備推進監兼竜ヶ崎工事事務所長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(公財)茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	常務理事
	根崎 良文	会計事務局会計管理者	R5. 3. 31	R5. 6. 1	(社福)自立奉仕会	障害福祉サービス事業等	理事長
	海老原 淳	議会事務局長	R5. 3. 31	R5. 7. 1	(一社)茨城県医師会	医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上等	事務局長
	大川 遵一	労働委員会事務局長	R5. 3. 31	R5. 6. 27	(社福)茨城県社会福祉協議会	県内の社会福祉事業	常務理事
	久家 良和	企業局次長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一財)茨城県建設技術管理センター	建設材料の品質試験及び調査研究等	専務理事
	高田 浩幸	企業局危機管理対策監兼施設課長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一社)日本工業用水協会	工業用水道事業の推進、調査研究等	専務理事
	高橋 英夫	企業局鹿行水道事務所長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)アサノ大成基礎エンジニアリング	地盤防災対策、土壌汚染対策、建築工事等	部長
	石橋 秀治	中央病院事務局長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(社福)茨城県視覚障害者協会	社会福祉事業	業務執行理事兼事務局長兼県立視覚障害者福祉セン
	妹尾 栄一	こころの医療センター副院長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(社福)恩賜財団済生会支部埼玉県済生会鴻巣病院	医療業	副院長
教育部門	井坂 庄衛	主査	R4. 8. 31	R4. 9. 1	かすみがうら市教育委員会	教育行政	教育長
	安藤 昌俊	副参事	R4. 12. 31	R5. 1. 1	学校法人常盤大学	人事	常任理事
	岩田 利美	主査	R5. 2. 7	R5. 2. 8	石岡市教育委員会	教育行政	教育長
	猪瀬 宝裕	茨城県教育研修センター所長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	国立大学法人茨城大学	大学教育	特任教授
	富田 任	副参事	R5. 3. 31	R5. 4. 1	公益財団法人茨城県教育財団	歴史博物館並びに文書館	歴史資料課長
	根本 幸恵	常陸太田市立金砂郷小学校長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	根本登記事務所	登記事務	非常勤職員

	益子 雄行	水戸桜ノ牧高等学校長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	公益財団法人茨城県スポーツ協会	笠松運動公園の管理・運営	笠松運動公園管理事務所長
	井坂 孝	並木中等教育学校長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	学校法人日通学園 流通経済大学	教育係業務	特任講師
	鈴木 清隆	太田第一高等学校	R5. 3. 31	R5. 4. 1	Symphonic Brain	医療機器の研究開発	代表
	瀧ヶ崎 宗夫	取手松陽高等学校長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	国立大学法人茨城大学	教育係業務	特命教授
	生野 享一	境特別支援学校長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	古河市教育委員会	学校心の相談員	会計年度任用職員
	前崎 明子	下妻特別支援学校長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	社会福祉法人共生社あじさいホーム	管理補助	副管理者
	濱野 伸一	主査	R5. 3. 31	R5. 4. 3	障害児通所支援事業所ひと・まち・すりーえす	児童発達支援、放課後等デイサービス	指導員
	鈴木 正人	日立第二高等学校長	R5. 3. 31	R5. 4. 24	鈴木殖産有限会社	不動産取引業	代表取締役
	藤田 知巳	主査	R5. 5. 24	R5. 5. 25	公益財団法人茨城県スポーツ協会	スポーツ振興	専務理事
警察部門	角田 敏明	総務統括官	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)ドコモCS	携帯電話業	専任部長
	田山 智治	組織犯罪対策統括官	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	副支店長
	小川 寛之	刑事部参事官兼組織犯罪対策課長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	日野自動車(株)	車両の製造・販売等	参事
	川見 和浩	警備部参事官兼警備課長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	日本赤十字社水戸赤十字病院	医療事業	渉外・保安室長
	遅澤 隆夫	日立警察署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(公財)日本防災通信協会	防犯活動推進事業	支部長
	高木 浩二	取手警察署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(特法)日本中央競馬会	競馬の開催等	保安課主幹
	成田 和則	機動捜査隊長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(特法)日本中央競馬会	競馬の開催等	公正室主幹
	疋田 隆徳	高速道路交通警察隊長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	茨城県西部メディカルセンター	医療事業	専門監
	長野 純一	那珂警察署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)JACドライビングスクール	自動車運転免許教習業務	管理者
	針替 和夫	行方警察署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	イオンリテール(株)	総合小売業	保安マネージャー
	来栖 光彦	牛久警察署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	交通安全教育センター長
	飯野 和広	石岡警察署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)マルチグループホールディングス	小売業	危機管理室担当部長
	菊池 俊彦	境警察署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	業務部長
	下河邊 克巳	捜査第三課長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)鉦田自動車学校	自動車運転免許教習業務	管理者
	四ツ倉 隆	鹿嶋警察署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	総合病院土浦協同病院	医療事業	渉外係
	吉田 義夫	桜川警察署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(公財)あいである	社会的養護施設出身者への支援事業	理事
	菊池 浩一郎	境警察署副署長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	取手競輪場	競輪の開催等	自衛警備隊長
	加藤 文吉	運転免許センター首席交通総監官	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)キシステム	警備業	警備部長
	田山 研二	運転免許センター運転管理室長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)茨城パワーテクノ	電気工事業	警備部長

橋本 和彦	厚生課理事官	R5. 3. 31	R5. 4. 1	総合病院水戸協同病院	医療事業	医療安全管理室 渉外係
鈴木 公雄	厚生課健康管理 室長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	日立地区交通安全 協会事務局長
古川 猛	科学捜査研究所上席 鑑定官	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)水戸第一自動車学校	自動車運転免許教習業務	管理者
関 正弘	水戸警察署副参 事	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	主任講習指導員
高野 香織	運転免許セン ター管理官	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(株)ティシーケイサービス	競馬の場外発売所管理運営 業務	主査

※1 再就職者とは、職員の退職管理に関する条例（平成28年茨城県条例第6号）第3条に基づく届出をR4. 8. 1～R5. 7. 31に行った者をいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

7 職員の研修の状況（令和4年度）

職員に対する主な研修は、「自治研修所」、「教育研修センター」及び「警察学校」で行われている。

区分	概要	受講者数（延べ）
一般職員	職務の遂行に必要な知識と技能を修得するための一般研修（職層ごと）と職務の遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とした特別研修を自治研修所において行っている。 一般研修は、新規採用職員研修、主事・技師研修等9課程を実施し、特別研修は、公務員のためのデザイン講座、オンライン研修講座等32講座を実施した。	1,790人 ※修了者数
教育職員	職務上又は本人の希望に基づいて、経験年数、職能、担当教科等を踏まえ、教職員としての専門的資質の向上を図ることを目的とした研修を教育研修センターで行っている。 基本研修37講座、専門研修74講座、特別研修として長期研修（内地留学）を実施した。	32,103人
警察職員	警察学校において、各級警察職員の資質、能力の向上のため、採用時、昇任時に教養を実施し、また実務能力の強化を目的として専門的な知識と技能を習得させるための各種教養を実施している。※昇任時教養については、警察大学校及び関東管区警察学校を含む。	984人

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利（令和4年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、県・共済組合・互助団体により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施している。

区分	事業	実施項目	参加者数又は受診者数	事業主体
一般部門	ライフプラン確立の支援	ライフプランセミナーの開催(年1回開催)	163人	県
		ライフプラン講習会の開催(年4回開催)	81人	県
		ライフプラン相談の実施	217人	県
	健康保持・増進の支援	健康づくり教室の開催(年2回開催)	120人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	4,008人	県
		特定年齢(45歳)心とからだの健康診断	111人	県
		胸部精密検査	0人	県
		要指導者・要観察者健康診断	0人	県
		特殊業務従事者健康診断	264人	県
		情報機器作業従事者健康診断	730人	県
		人間ドック検診	2,421人	県・共
		婦人科検診(乳がん)	127人	県
		婦人科検診(子宮がん)	125人	県
		胃部検診	291人	県
		大腸がん検診	341人	県
		腹部超音波検診	283人	県
		退職予定者検診	133人	県・共
	健康相談・指導	1,019人	県	
	歯周病検診	93人	共	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健相談	2,376人	県
		メンタルヘルス研修会の開催(年1回)	183人	県
	元気回復事業の実施	スポーツレクリエーション大会	—	県・共
	福利厚生施設の整備・利用促進	職員駐車場の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県
職員厚生棟の管理・運営(教育・警察部門含む)		—	県	
庁内保育所の管理・運営		—	共	
教育部門	ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(年3回開催)	193人	県・共・互
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,043人	県
		特定年齢健康診断	202人	県
		情報機器作業従事者健康診断	592人	県
		B・C型肝炎検査	1人	県
		人間ドック健診	15,925人	県・共・互
		胃部検診	926人	県
		大腸がん検診	86人	県
	退職予定者健診	573人	県・共・互	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健等相談	416人	県
		メンタルヘルス講演会の開催	956人	県・共
		教育庁職員等メンタルヘルス講習会の開催	53人	県
		メンタルヘルスガイドブック等の配付	1,290人	県
		教育庁等職員ストレスチェック事業	8,641人	県

警察部門	ライフサイクルプラン確立の支援	ライフサイクルプラン研修会（55歳対象：2回）	58人	県・共・互
		ライフサイクルプラン研修会（採用3年目、35歳、45歳対象：動画視聴）	472人	県・共・互
		ライフサイクルプラン研修会（新婚対象：動画視聴）	116人	県・共・互
	健康保持・増進の支援	生活習慣改善等セミナー	158人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,155人	県・共
		人間ドック	2,099人	県・共
		脳ドック	45人	県・共・互
		深夜業従事者健康診断	1,388人	県
		特殊業務従事者健康診断（水難救助部隊員等）	300人	県
		胃がん検診	455人	県
	メンタルヘルスケアの実施	大腸がん検診	821人	県
		メンタルヘルス教養講座	277人	県・共
		部外カウンセリング	22人	県
	健康相談等	健康相談（産業医）	1,187人	県
		健康相談・保健栄養指導（保健師）	1,637人	県

- ※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。
 ※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。
 ※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。
 ※4 参加者数又は受診者数「－」は、中止等となった事業を指します。

(2) 公務災害認定件数（令和4年度）

職種別認定件数及び災害発生率

区 分	認定件数(件)	発生率(件/千人)
一般部門	47	6.84
教育部門	100	4.35
警察部門	73	13.52
合 計	220	6.24

- ※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。
 ※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。
 ※3 警察部門は、警察本部、警察署などに勤務する職員をいいます。